

## 下関市生活支援短期宿泊助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 下関市生活支援短期宿泊助成事業（以下「事業」という。）は、在宅での生活が一時的に困難な高齢者が特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は軽費老人ホームに短期間入所して、生活指導等の各種サービス（以下「サービス」という。）の提供を受ける場合における費用の一部を助成することにより、当該高齢者の自立した生活の助長を図り、もって福祉の向上を図ることを目的として介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49に規定する保健福祉事業として実施する。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、下関市とする。

### (対象者)

第3条 事業の利用ができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有しているおおむね65歳以上の介護保険制度の給付の対象とならない高齢者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 家族の疾病、事故、出張、冠婚葬祭、災害等により在宅生活が一時的に困難な者
- (2) 基本的な生活習慣の欠如等により在宅生活が一時的に困難な者
- (3) その他市長が特に必要があると認める者

### (事業の内容)

第4条 市長は、第11条に規定する登録事業者が対象者との合意に基づき、当該対象者の心身の状況等やニーズを把握した上で、次に掲げるサービスを提供した場合において、これに要する費用の一部を助成するものとする。

- (1) 生活指導
- (2) 健康管理
- (3) 日常動作訓練
- (4) 日常生活上の世話
- (5) 給食
- (6) 入浴
- (7) 入退所時の送迎

(助成の申請)

第5条 前条の規定による助成（以下「助成」という。）を受けようとする対象者又はその家族（以下「申請者」という。）は、生活支援短期宿泊助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに必要な審査を行い、助成の可否について決定し、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、助成することを決定したときには、市長は、申請者が第4条に掲げるサービスの提供を希望する登録事業者に対して、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者及び登録事業者は、速やかにサービスの提供について、その合意を確認しなければならない。

3 登録事業者は、前項の規定による合意を確認したときは、市長の指示するところに従い、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(実施期間)

第7条 事業の対象とするサービスの実施期間は、原則として7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、必要な範囲で延長することができる。

(助成額等)

第8条 第4条に規定する費用の額は、1日につき3,440円に登録事業者が定める給食及び居住費に係る額を加えて得た額（給食は利用した場合に限る。）とし、市長は、当該費用のうち3,100円（対象者が住民税非課税世帯に属する者である場合にあっては3,800円）を助成するものとする。

2 第6条第1項の規定により助成の対象とされた対象者（以下「利用者」という。）は、前項に規定する費用の額と同項に規定する市長が助成する額（以下「助成額」という。）との差額を、登録事業者の指示するところに従い、当該登録事業者に支払うものとする。

3 助成は、助成額を利用者に代わり、市長が登録事業者に支払うことで行うものとする。

4 市長は、事業の実施に関し、助成額のほかに、一切の経費を支出しない。

(廃止の届出)

第9条 利用者又はその家族は、利用者が次のいずれかに該当するときには、速やかに生活支援短期宿泊助成事業利用廃止届（様式第2号）により、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、利用者又はその家族の事情により、届出が困難な場合は、担当の地域包括支援センターの職員が届け出ることができる。

(1) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) その他事業の利用が必要でなくなったとき。

(決定の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消し、又は事業によるサービスの提供を中止することができる。

(1) 前条の規定による利用者から廃止の届出があったとき。

(2) 利用者が前条各号の規定に該当すると認められるとき。

(3) その他市長が事業の実施に関し、不相当と認めたとき。

(登録事業者)

第11条 登録事業者とは、市長が別に定めるところにより、市長が登録した事業者をいう。

(個人情報の保護)

第12条 登録事業者は、事業の実施に伴う個人情報の取扱いについては、市長が別に定める個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(「しものせきエコマネジメントプラン」に関する特記事項)

第13条 事業の遂行に当たり、配慮すべき「しものせきエコマネジメントプラン」に基づく環境に関する特記事項については、市長が別に定める特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第14条 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、市長が別に定める下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。

(実績報告書の提出)

第15条 事業を実施した登録事業者（以下「実施事業者」という。）は、事業の実施に係る報告書（以下「実績報告書」という。）を毎月作成し、翌月

10日（10日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日（以下これらを「休業日」という。）に当たるときは、休業日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

（検査）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を検査する。

（監査等）

第17条 市長は、必要があると認めるときには、事業の実施状況について、随時実地に調査し、又は実施事業者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（助成額の支払等）

第18条 実施事業者は、事業の成果が検査に合格したときは、助成額及び1月の実績報告書に基づき算定した当該月に係る金額の支払請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実施事業者の提出する適法な支払請求書を受理したときは、遅滞なく支払うものとする。

（事故発生時の対応）

第19条 実施事業者は、事業の実施時に事故が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者、市長その他関係者（以下「利用者等」という。）に連絡しなければならない。

（損害の負担）

第20条 実施事業者は、故意又は重大な過失により利用者等に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を利用者等に支払わなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

生活支援短期宿泊助成申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

（対象者との続柄 \_\_\_\_\_）

下関市生活支援短期宿泊助成事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり生活支援短期宿泊の助成を申請します。

なお、決定に当たり必要があるときは、世帯の状況及び課税状況等について、住民基本台帳、地方税法に基づく課税台帳等により確認されることを承諾します。

対象者	住所	下関市		
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日（ 歳）	電話	—
利用希望施設				
利用期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
送迎希望		無 ・ 有 （ 入所日 ・ 退所日 ）		
利用中の連絡先	住所		電話	—
	氏名		対象者との続柄	
理由				
備考				

様式第2号（第9条関係）

### 生活支援短期宿泊助成事業利用廃止届

年 月 日

（宛先）下関市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

（利用者との続柄 \_\_\_\_\_）

生活支援短期宿泊助成事業を利用する必要がなくなりましたので、下関市生活支援短期宿泊助成事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

利用者	住所	下関市		
	ふりがな氏名		性別	男・女
	生年月日	（ 歳） 年 月 日	電話	—
廃止の理由				
廃止年月日		年 月 日		